

# 「若者応援宣言企業」の宣言方法について

## ■ 「若者応援宣言企業」を宣言するまでの手続き（流れ）について

### STEP 1 ハローワークに学卒求人、あるいは、一般求人の提出が必要です。

求人については、雇用の期間の定めがなく、1週間の所定労働時間が求人を提出される事業所の通常の労働者と同程度であり、いわゆる正社員として採用されるものに限ります。

ただし、正社員であっても、派遣求人（特定労働者派遣に係る求人は除きます。）や請負求人は本事業の趣旨・目的に沿わないため、宣言基準を満たしません。

一般求人ですべて「若者応援宣言企業」を宣言する場合は、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、35歳未満の若年者を期間の定めのない労働契約の対象として募集・採用する場合で、かつ、職務経験を条件としていない求人に限ります。

### STEP 2 宣言書【別紙1】の提出（宣言基準の確認）。

若者応援宣言企業の宣言基準を満たしていることを確認させていただくため、宣言書【別紙1】を確認の上、事業所名等の記載をお願いいたします。

#### 【確認内容】

- ・ 事業目的に賛同していただいていること。
- ・ 各就職関連情報について開示していただくこと（新卒者の採用実績 等）。
- ・ 労働関係法令違反を行っていないこと。
- ・ 事業主都合による解雇等を行っていないこと。
- ・ 新規学卒者に対し、採用内定取消を行っていないこと。
- ・ 各種助成金について、不支給措置を受けていないこと。

### STEP 3 事業所 PR シート【別紙2】の提出。

事業所 PR シート【別紙2】に、御社の若者の育成の取組等、就職関連情報の記載をお願いいたします。

御記入にあたっては、事業所 PR シートの裏面の「記入上の注意」をご確認ください。なお、記載例については、事業主向けリーフレットの記載例をご参考下さい。

### STEP 4 「若者応援宣言企業」宣言完了

求人票に「若者応援宣言企業」と記載し、事業所 PR シートとともに、原則、ハローワークシステムにおいて公開いたします。

なお、大学等求人を提出された場合につきましては、「大卒等就職情報 WEB 提供サービス」にも企業情報を登録するようお願いいたします。

併せて、都道府県労働局のホームページにも事業所名等を掲載いたします。